

**古座川町高齢者生活福祉センターささゆり**  
**(第1号通所事業サービス) 利用料金のご案内**  
**【 介護保険負担割合が1割の方】**

令和6年6月1日現在

(ア) 基本利用料(介護保険サービス費)

区 分	介護予防通所介護費(月額)
要支援 1 相当	1,798円
要支援 2 相当	3,621円

要介護認定を受けていない方は、介護保険サービスの費用の全額が自己負担となります。但し、認定を受けた場合は、償還払いとなります。

(イ) 加減算費用

区 分	費用額		備考
サービス提供体制加算 要支援1 相当	月額	72円	介護職員の総数のうち、介護福祉士資格取得取得職員の占める割合が50%以上の場合
サービス提供体制加算 要支援2 相当	月額	144円	介護職員の総数のうち、介護福祉士資格取得取得職員の占める割合が50%以上の場合
介護職員等処遇改善加算( )	月額	*	基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に1000分の92を乗じた金額
同一建物に対する減算 要支援1 相当	月額	-376円	同一建物(ささゆり居住部門)から通った場合の減算
同一建物に対する減算 要支援2 相当	月額	-752円	同一建物(ささゆり居住部門)から通った場合の減算
事業所への送迎をしない 場 合 の 減 算	片道	-47円	家族等が送迎を行う等、事業所が送迎を行わない場合の減算

(ウ) 食費

区 分		
食事費用(おやつ代を含む)	日額	575円

当法人は社会福祉法人等によるご利用者負担の軽減に取り組んでいます。上記(ア)(イ)(ウ)の利用料について、保険者(市町村)に「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」を提出し、審査の上減額割合が表示された「確認証」が交付されます。当事業所はその減額割合に基づき、利用料等の軽減をいたします。

(エ) 別途利用料

おむつが必要な人は、おむつ代として実費負担となります。

教養娯楽費・日用品費・レクリエーション・クラブ活動等の費用は実費負担となります。

お支払い方法

- ・毎月10日迄に、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日迄にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払いには、現金・自動引き落とし・銀行振込の方法があります。利用申し込み時にお選びください。(自動引き落としに係る金融機関は指定となっております。)

649 - 4562

和歌山県東牟婁郡古座川町下露598

古座川町高齢者生活福祉センターささゆり

TEL 0735 - 77 - 0222

FAX 0735 - 77 - 0221